

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成17年度)

行政改革推進本部事務局は、特殊法人等(20 法人)の役職員の給与水準等について、各法人及び各府省の公表結果(平成17年度分)を取りまとめました。

特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国家公務員に準じて今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされており、これを受け、各法人及び各府省は、平成18年6月30日、平成17年度分の役職員の給与等の水準を公表しております。

(参考)

- ・ 特殊法人等は、業務全般に係る主務大臣の監督の下適切な運営を確保する制度となっているが、その役職員の具体的な給与水準等については労使交渉を経て各法人において決定される仕組みとなっている。
- ・ これまで、特殊法人等の役職員の給与等については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)に基づき、役員の退職金について、国家公務員と同等程度となるよう支給率の見直しが行われるとともに、人事院勧告を受けて毎年閣議決定される政府としての取扱方針(「公務員の給与改定に関する取扱いについて」)に基づき、法人の役職員の給与改定に当たって、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処する扱いがなされている。

1. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)(資料1参照)

- ・ 各法人の平成17年度における常勤役員1人当たりの報酬の支給状況をみると、法人の長が22,764千円、理事が18,694千円、監事が14,864千円となっている。

	平均支給額 (千円)
法人の長	22,764
理事	18,694
監事	14,864

2. 常勤役員の退職手当の支給状況(資料2参照)

- ・ 業績勘案率(各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲で役員の業績に応じて決定する率^(注2))の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成17年度中にその全額が支払われた役員は41人で、総額約5.1億円が支給された。
- ・ 業績勘案率は、「0.9」から「1.5」までであった。

	退職役員数 (人)	支給総額 (千円)	平均在職期間	平均支給額 (千円)	業績勘案率
法人の長	5	146,149	8年1月	29,230	「1.0」～「1.5」
理事	31	340,320	3年5月	10,978	「0.9」～「1.5」
監事	5	25,014	2年3月	5,003	「1.0」～「1.5」

(注1) 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬・退職金の支給基準や役員の在職期間に応じて異なっている。

(注2) 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月9日閣議決定)により、役員の退職手当の支給率に関する見直し措置が講じられ、平成16年1月以降の在職期間については、支給率がそれ以前より引き下げられていることに加え、業績勘案率を乗じて支給額を計算することとされている。

3. 職員の給与水準（資料3(1)～(3)参照）

- 各法人に平成18年4月1日現在在職している常勤職員の平成17年度の給与水準について、国家公務員の給与水準と比較した結果は、次のとおりである。

	比較対象 人員数	平均年齢	平均年間 給与額	対国家公務員指数 (法人基準年齢階層ラスパイレス指数)
事務・技術職員	(人) 18,675	(歳) 40.1	(千円) 8,057	128.9
研究職員	54	41.2	10,974	137.0
大学教員	57	58.1	10,756	105.4

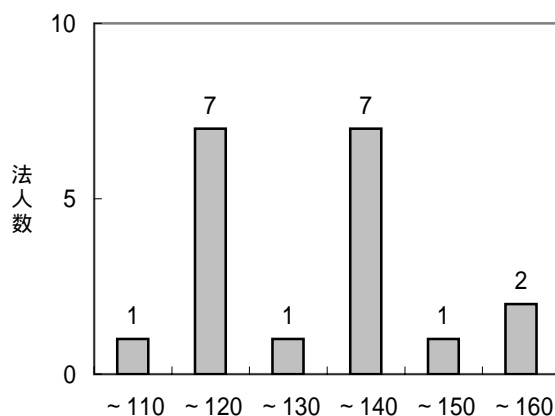
(注1) 「対国家公務員指数」は、法人と国家公務員の給与の比率を法人の年齢階層別人員構成をウエイトに用いて加重平均した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)であり、国家公務員の給与水準を100とした場合の法人の給与水準を表すものである。なお、規模の小さい法人にあっては、人事交流等による職員分布の変化によって、指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる上で留意することが必要である。

(注2) 研究職員が在籍する法人は、総合研究開発機構及び日本中央競馬会である。

(注3) 大学教員が在籍する法人は、放送大学学園である。大学教員については、比較対象の国家公務員がなくなったことから、国立大学法人化直前の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準と比較することとしている。

(注4) 指数の計算対象者には、途中採用者や賞与が減額される新規採用者等は含まれていない。

対国家公務員指数の階級別法人数(事務・技術職員)



対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)の階級

(参考) 給与水準が国家公務員に比べて高い理由として法人が挙げている主なもの

指数が110以上の法人については、給与水準が高い理由として法人が考える事項を公表することとなり、その内容をみると、おおむね次のような理由が挙げられている。

同業種の民間機関(政策金融機関については民間金融機関等)等における給与水準の実情を勘案の上、給与水準を決定する必要がある。

事務所が大都市にあり、物価が高い地域に在職する職員に支払われる手当の額が多い。

国家公務員と比較し高い学歴の職員が多く、それに応じて給与が高くなっている。

国の機関と比べ管理職の割合が高く、管理職手当の額が多い。

このうち、及びについては、一部の法人において、職員の在職地域や学歴構成を反映させた指数を参考値として公表している。

4. 人件費の状況（資料4参照）

- ・平成17年度の特特殊法人等の人件費の状況は以下のとおりである。

	構成比	
	(億円)	
給与、報酬等支給総額	2,070	67.1%
退職手当支給額	223	7.2%
非常勤役員等給与	322	10.4%
福利厚生費	470	15.2%
最広義人件費	3,085	100%

- (注1)「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。
- (注2)「退職手当支給額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額である。
- (注3)「非常勤役員等給与」とは、非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。
- (注4)「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。
- (注5)「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。

(参考) 今後の人件費等削減の取組について

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、各法人は、平成18年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本として取り組むこととされている。各法人は、人件費の削減と人員の純減のいずれかを選択し、取組を行うこととなるが、法人全体では、削減の基準となる人件費は139億円、人員数は23,554人となっている(資料5参照)。

人件費の削減を図るもの		人員の純減を図るもの	
法人数	基準となる金額	法人数	基準となる人数
	(億円)		(人)
4	139	17	23,554

- (注)住宅金融公庫については、人件費の削減及び人員の純減の両方について取り組むこととしている。

資料1 役員の報酬

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)	
		法人の長	理事 (1人当たり)	監事 (1人当たり)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	23,456	16,372	-	5	224
	総合研究開発機構	23,254 ^(注4)	16,417	15,322	5	34
金融庁	預金保険機構	23,014	16,320	-	5	368
	銀行等保有株式取得機構	-	-	-	0	7
総務省	公営企業金融公庫	22,989	16,828	15,699	5	81
財務省	国民生活金融公庫	23,006	17,937	15,478	8	4,759
	国際協力銀行	24,758	19,500	-	10	869
	日本政策投資銀行	24,350	19,625	15,602	13	1,357
	日本銀行	36,398	25,592	15,861	18	4,962
文部科学省	放送大学学園	19,937	16,743	10,799	6	326
農林水産省	農林漁業金融公庫	22,944	16,986	15,501	8	916
	日本中央競馬会	23,415	18,314	16,399	13	1,910
	地方競馬全国協会	15,428	12,752	11,476	5	128
	農水産業協同組合貯金保険機構	17,048	14,968	-	2	20
経済産業省	中小企業金融公庫	22,944	17,364	15,497	11	2,109
	商工組合中央金庫	24,558	19,398	15,552	12	4,424
	日本自転車振興会	23,202	17,736	12,998	8	214
	日本小型自動車振興会	17,309	14,334	12,711	3	35
国土交通省	住宅金融公庫	21,825	17,411	15,640	9	1,096
	(財)日本船舶振興会	-	16,937	15,650	8	98
全法人平均		22,764	18,694	14,864		

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日時点)を取りまとめたものである。

2 「年間報酬」には、諸手当を含む。

3 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)

4 総合研究開発機構の「法人の長」の年間報酬については、常勤期間が1年に満たないため、年間の支給推計額を記載している。

5 「役員数」は、平成17年度末の常勤役員数である。

6 「職員数」は、平成17年度末の常勤職員数である。

資料2 役員の退職手当の支給状況

(1) 法人の長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	28,076	6	1	平成17年5月31日	1.5
	総合研究開発機構	23,448	6	0	平成18年1月31日	1.0
文部科学省	放送大学学園	36,838	8	3	平成17年9月30日	1.0
経済産業省	日本自転車振興会	21,772	5	0	平成17年6月30日	1.5
国土交通省	(財)日本船舶振興会	36,015	15	0	平成17年6月30日	1.5
法人の長計		146,149				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	20,675	6	0	平成17年5月2日	1.3
		4,175	2	0	平成17年3月31日	1.1
金融庁	預金保険機構	29,262	8	0	平成17年10月1日	1.4
		20,343	6	0	平成17年9月8日	1.4
総務省	公営企業金融公庫	7,041	3	1	平成17年7月14日	1.25
財務省	日本政策投資銀行	13,364	4	0	平成17年5月9日	1.5
		12,888	4	3	平成17年6月1日	1.5
		9,246	3	3	平成17年6月1日	1.5
		4,585	1	11	平成17年8月4日	1.5
	国際協力銀行	13,683	4	3	平成17年9月30日	1.5
		4,773	2	0	平成17年9月30日	1.5
		4,773	2	0	平成17年9月30日	1.5
	国民生活金融公庫	7,108	2	11	平成17年5月18日	1.3
		6,893	3	0	平成17年8月2日	1.3
	日本銀行 (審議委員)	14,166	4	0	平成18年2月14日	1.5
44,979		7	0	平成17年4月7日	業績評価対象外	
文部科学省	放送大学学園	6,534	3	0	平成17年6月23日	1.0
		3,366	2	0	平成17年8月1日	1.0
		13,496	5	0	平成17年12月31日	1.0
農林水産省	農林漁業金融公庫	9,265	3	2	平成17年8月28日	1.5
		593		3	平成17年11月13日	1.5
		4,345	2	0	平成17年3月31日	1.2
		12,387	4	3	平成17年6月30日	1.2
		2,323	1	5	平成17年8月1日	1.2
	6,544	2	5	平成17年2月15日	1.5	
経済産業省	中小企業金融公庫	1,230	1	0	平成17年6月30日	0.9
		22,700	5	0	平成17年6月26日	1.5
	商工組合中央金庫	18,000	4	7	平成17年3月10日	1.5
		9,500	3	1	平成17年3月10日	1.5
		9,500	3	1	平成17年3月10日	1.5
国土交通省	住宅金融公庫	2,583	1	2	平成16年7月31日	1.0
理事計		340,320				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
財務省	日本銀行	10,694	3	9	平成17年3月31日	1.0
文部科学省	放送大学学園	5,105	2	8	平成17年3月31日	1.0
経済産業省	商工組合中央金庫	2,800	1	8	平成17年3月6日	1.0
	日本自転車振興会	4,079	2	0	平成17年3月31日	1.5
国土交通省	住宅金融公庫	2,336	1	2	平成16年7月31日	1.0
監事計		25,014				

- (注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日時点)を取りまとめたものである。
 2 公表時点において、退職手当の額が確定し、退職手当の支給を受けた者のみを記載している。
 3 「理事」には副理事長、理事長代理等を含む。(日本銀行においては、審議委員も含む。)
 4 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

資料3 職員の給与

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給 与額(千円)	对国家公務員指数 ^(注2)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	184	41.5	8,647	134.4
	総合研究開発機構	10	50.6	11,694	138.6
金融庁	預金保険機構	166	46.8	9,425	123.9
	銀行等保有株式取得機構	-	-	-	- ^(注3)
総務省	公営企業金融公庫	28	42.4	9,001	134.4
財務省	国民生活金融公庫	4,262	40.0	8,300	133.4
	国際協力銀行	605	37.7	8,561	147.4
	日本政策投資銀行	1,128	37.2	9,076	158.9
	日本銀行	3,176	38.6	6,708	111.9 ^(注4)
文部科学省	放送大学学園	168	43.0	7,524	111.5
農林水産省	農林漁業金融公庫	781	40.7	8,587	135.4
	日本中央競馬会	1,151	40.6	9,380	150.1
	地方競馬全国協会	102	47.4	8,138	104.4
	農水産業協同組合貯金保険機構	16	45.7	8,810	118.3
経済産業省	中小企業金融公庫	1,787	38.9	8,095	134.7
	商工組合中央金庫	3,941	42.2	7,919	118.5
	日本自転車振興会	153	42.4	7,644	112.9
	日本小型自動車振興会	35	40.8	7,657	115.4
国土交通省	住宅金融公庫	903	39.0	8,229	135.0
	(財)日本船舶振興会	79	39.3	7,110	114.4
全法人(20法人)		18,675	40.1	8,057	128.9

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日現在)を取りまとめたものである。

2 「对国家公務員指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)である。

3 銀行等保有株式取得機構については、職員が全員、会員銀行等からの出向者であり、出向契約に基づき、機構より定額を出身銀行へ支払う形態となっているため、「对国家公務員指数」は算出していない。(なお、出向者は7人、平均年齢40.8歳、平均年間給与額(機構支給分)4,286千円である。)

4 日本銀行については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に準じて、年俸制対象者が含まれていない。(なお、年俸制対象者は555人、平均年齢47.2歳、平均年間給与額15,019千円である。)

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給 与額(千円)	对国家公務員指数 ^(注2)
内閣府	総合研究開発機構	6	48.0	10,221	103.1
農林水産省	日本中央競馬会	48	40.3	11,068	142.2
全法人(2法人)		54	41.2	10,974	137.0

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日現在)を取りまとめたものである。

2 「对国家公務員指数」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)である。

(3) 大学教員

主務省	法人名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給 与額(千円)	对国家公務員指数 ^(注2)
文部科学省	放送大学学園	57	58.1	10,756	105.4

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日現在)を取りまとめたものである。

2 「对国家公務員指数」は、対象法人の教育職員(大学教員)の給与を、国家公務員(旧教育職(一))の給与と比較し、対象法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)である。大学教員については、現在、比較対象としてふさわしい国家公務員の職種がないことから、国立大学法人化直前の国立大学教員に適用されていた旧教育職(一)と比較することとしたものである。

資料4 給与、報酬等支給総額等

(単位:千円)

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額 (A)	(割合)	退職手当 支給額 (B)	(割合)	非常勤役職 員等給与 (C)	(割合)	福利厚生費 (D)	(割合)	最広義人件費 (A)+(B)+(C)+(D)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫	1,985,884	69.2	230,467	8.0	246,418	8.6	407,245	14.2	2,870,014
	総合研究開発機構	354,660	61.7	24,189	4.2	147,923	25.7	48,064	8.4	574,836
金融庁	預金保険機構	3,289,611	84.4	53,458	1.4	182,873	4.7	373,056	9.6	3,899,000
	銀行等保有株式取得機構	30,000	96.8	0	0.0	600	1.9	379	1.2	30,979
総務省	公営企業金融公庫	765,988	79.5	7,041	0.7	44,911	4.7	146,070	15.2	964,010
財務省	国民生活金融公庫	40,023,018	79.8	2,836,007	5.7	354,701	0.7	6,939,558	13.8	50,153,284
	国際協力銀行	8,732,631	77.3	735,963	6.5	13,024	0.1	1,810,316	16.0	11,291,934
	日本政策投資銀行	13,045,387	71.3	1,455,162	8.0	27,596	0.2	3,760,554	20.6	18,288,699
	日本銀行	40,044,184	70.9	8,908,826	15.8	387,704	0.7	7,132,885	12.6	56,473,598
文部科学省	放送大学学園	2,954,060	50.2	123,048	2.1	2,378,441	40.4	430,737	7.3	5,886,286
農林水産省	農林漁業金融公庫	8,093,239	75.6	715,240	6.7	74,727	0.7	1,818,705	17.0	10,701,911
	日本中央競馬会	21,818,148	40.6	1,872,793	3.5	26,157,719	48.7	3,870,044	7.2	53,718,704
	地方競馬全国協会	1,121,327	55.6	682,515	33.8	37,544	1.9	176,869	8.8	2,018,255
	農水産業協同組合貯金保険機構	218,409	77.4	10,774	3.8	11,666	4.1	41,336	14.6	282,185
経済産業省	中小企業金融公庫	17,103,261	75.4	1,558,124	6.9	51,165	0.2	3,964,863	17.5	22,677,413
	商工組合中央金庫	35,359,448	67.8	1,812,839	3.5	994,667	1.9	13,975,727	26.8	52,142,681
	日本自転車振興会	1,719,332	78.6	0	0.0	71,536	3.3	396,659	18.1	2,187,526
	日本小型自動車振興会	376,238	83.3	15,824	3.5	3,000	0.7	56,617	12.5	451,679
国土交通省	住宅金融公庫	9,156,813	71.8	1,162,969	9.1	971,513	7.6	1,458,058	11.4	12,749,353
	(財)日本船舶振興会	844,451	72.4	100,793	8.6	10,000	0.9	211,647	18.1	1,166,891
全法人合計		207,036,089	67.1	22,306,032	7.2	32,167,728	10.4	47,019,389	15.2	308,529,238

(注)1 「給与、報酬等支給総額(A)」は、すべての常勤役員及び常勤職員(在外職員、任期付職員及び臨時的任用職員を含む。)に係る平成17年度に支給した報酬(給与、賞与、その他の手当の合計額)である。

2 「退職手当支給額(B)」は、すべての常勤役員及び常勤職員に係る平成17年度に支給した退職手当の支給額である。

3 「非常勤役職員等給与(C)」は、すべての非常勤役員、非常勤職員、臨時職員等に支給した給与(手当)額(退職手当支給額を含む。)である。

4 「福利厚生費(D)」は、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費(健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険の負担額等)と法定外福利費(職員の医療衛星、保険、レクリエーション等の費用等)の合計額である。

5 「最広義人件費」は、上記A～Dの各人件費の合計額である。

資料5 総人件費改革の取組

主務省	法人名	人件費の削減を図るもの		人員の純減を図るもの	
		削減目標	達成度合いを測る基準額	純減目標	達成度合いを測る基準となる人数
			(千円)		(人)
内閣府	沖縄振興開発金融公庫			5.2 %	229
	総合研究開発機構			25 %	39
金融庁	預金保険機構			5.1 %	368
	銀行等保有株式取得機構	5 %	30,000		
総務省	公営企業金融公庫			2年間で2 %以上	86
財務省	国民生活金融公庫 [*]			5 %以上	4,767
	国際協力銀行 [*]			5 %以上	879
	日本政策投資銀行 [*]			5 %以上	1,370
	日本銀行			5 %以上	4,980
文部科学省	放送大学学園	5 %以上	2,954,060		
農林水産省	農林漁業金融公庫 [*]			5 %	924
	日本中央競馬会			5 %以上	1,923
	地方競馬全国協会			1年間で1.5 %以上	133
	農水産業協同組合貯金保険機構			9.1 %	22
経済産業省	中小企業金融公庫 [*]			5 %以上	2,120
	商工組合中央金庫 [*]			5 %以上	4,449
	日本自転車振興会	2年間で3.4 %	1,719,332		
	日本小型自動車振興会			1年間で11 %	54
国土交通省	住宅金融公庫 ^(注6)	1年間で2 %以上	9,156,813	1年間で2 %以上	1,105
	(財)日本船舶振興会			5 %以上	106
	合計		13,860,205		23,554

(注) 1 本表は、原則、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成18年6月30日時点)を取りまとめたものである。

2 各法人は、人件費削減計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表に示した金額(17年度の人件費)又は人数(17年度末の役職員数)は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成の進捗状況、達成度合いを判断する際の基準となるものである。

3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 純減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。

5 政策金融機関については「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき平成20年度から新体制に移行することとされており、*を付した法人においては、新体制移行後の人件費削減の取組について、新体制に係る詳細な制度設計、関連法案等が明らかになった時点で、その具体的内容を検討することとしている。

6 住宅金融公庫については、人件費の削減及び人員の純減の両方について取り組むこととしている。